

# 八王子市マンション管理組合連絡会会則

平成27年6月

# 八王子市マンション管理組合連絡会 会則

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本会は「八王子市マンション管理組合連絡会」と称する。

### 第2条（目的）

本会は、八王子市内のマンション管理組合（管理組合法人を含む。）の円滑で適正なマンション管理運営を推進するために、管理組合相互の連携を構築し、マンションに関する諸問題の対応策の検討等ができる環境整備を図ることによって、マンションにおける良好な住環境を確保することを目的とする。

### 第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）マンションの管理組合のネットワーク作りに関する事業
- （2）適正なマンションの管理の推進に関する事業
- （3）地域との良好なコミュニティ形成のための事業
- （4）その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2、前項の事業を達成するために、一般財団法人八王子市まちづくり公社ならびに八王子市マンション管理士会の支援を受けることができる。

### 第4条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第5条（所在地）

本会は、東京都八王子市旭町13-17 一般財団法人八王子市まちづくり公社内に置く。

## 第2章 会員

### 第6条（構成）

本会は、正会員および準会員をもって構成する。

### 第7条（資格）

正会員は次に掲げるいずれの条件も備えなければならない。

- （1）八王子市内にマンション所在地があるマンション管理組合（法人を含む。）であること。
- （2）本会の設立趣旨および目的に賛同し、運営のために協力できること。

2、準会員は次に掲げるいずれの条件も備えなければならない。

- （1）八王子市内にマンション所在地があるマンション管理組合（法人を含む。）の組合員であること。
- （2）本会の設立趣旨および目的に賛同し、運営のために協力できること。

### 第8条（入会）

入会しようとするものは、別記様式1-①または②に掲げる入会届を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。会長は、届け出を受けた日より2ヶ月以内に承認または不

承認の通知をしなければならない。

#### 第9条（会費）

会員は運営および活動の実施に要する経費として、年会費を納入しなければならない。

- （1）年会費は正会員3千円、準会員1千円とする。
- （2）年度の途中で入会する場合も全額納入する。
- （3）納入された年会費は返還しない。

#### 第10条（退会）

会員は書面をもって、任意に退会することができる。

#### 第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合は、理事会の決議を経て総会で除名することができる。

- （1）法令または本会の会則および規定に違反したとき。
- （2）本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- （3）その他、本会の運営に著しく支障をきたす行為があると認められるとき。

### 第3章 役員

#### 第12条（役職および定数）

本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、理事（会長、副会長を含む。）5名以内、会計監事2名以内。

#### 第13条（選任）

理事および会計監事は、会員の中から総会において選任する。

- 2、会長、副会長は理事の互選とする。

#### 第14条（職務）

会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3、理事は理事会を構成し、会則および総会の議決に基づき会務を執行する。
- 4、会計監事は、財産・会計の状況を監査する。

#### 第15条（任期）

役員任期は、2年間とする。

- 2、役員は、再任されることを妨げない。
- 3、役員は、辞任または任期満了の場合において、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### 第4章 事務局

#### 第16条（事務局）

本会の運営に関する必要な事務を行うため事務局を置く。

- 2、事務局の組織および運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 第17条（業務）

本会の運営に関する事務業務は、次の通りとする。

- （1）会計事務
- （2）本会の事業目的を達成するために必要な事務

## 第5章 総会

### 第18条（構成）

総会は、会員をもって構成する。

### 第19条（権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- （1）理事の選任・解任
- （2）会則の変更
- （3）事業計画および収支予算
- （4）事業報告および収支決算
- （5）解散
- （6）残余財産の処分
- （7）その他、本会の運営に関する重要な事項

### 第20条（開催）

通常総会は、毎年1回事業年度終了後4ヶ月以内に開催する。ただし、理事会が必要と認めたとときは、臨時総会を開催することができる。

### 第21条（招集）

総会は、会長が招集する。

### 第22条（議長）

総会の議長は、会長または会長が指名したものがこれに当たる。

### 第23条（定足数）

総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

### 第24条（議決）

総会の議事は、正会員は3議決権、準会員は1議決権を有し、出席した会員の議決権総数の過半数で決する。

2、総会に出席できない会員は、別記様式2-①に掲げる書面または代理人をもって議決権を行使できる。この場合において、前条の適用については出席したものとみなす。

### 第25条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を事務局が作成、保管する。

- （1）開催日時および場所
- （2）会員総数および出席者
- （3）審議事項
- （4）議事経過の概要および議決の結果

2、議事録には、議長およびその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

### 第26条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

### 第27条（権能）

理事会は、以下の事項について議決する。

- （1）総会に付議すべき事項
- （2）総会の決議した事項の執行に関する事項
- （3）部会の新設・統廃合および会員の所属に関する事項
- （4）その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### 第28条（開催）

理事会は、会長が必要と認めた場合に開催し、会長が招集する。

### 第29条（議長）

理事会の議長は、会長または会長が指名したものがこれに当たる。

### 第30条（定足数）

理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

### 第31条（議決）

理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決する。

2、理事会に出席できない理事は、別記様式2-②に掲げる書面または代理人をもって表決権を行使できる。この場合において、前条の適用については出席したものとみなす。

### 第32条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を事務局が作成、保管する。

- （1）開催日時および場所
- （2）役員総数および出席者数
- （3）審議事項
- （4）議事経過の概要および議決の結果

2、議事録には、議長およびその理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

### 第33条（部会）

理事会は、部会を設置することができる。部会の運営に関しては、理事会で別に定めるものとする。

## 第7章 禁止事項

### 第34条（守秘義務）

会員は、本会の活動を通して知り得たマンションの個別情報を、第三者に開示、漏洩してはならない。

### 第35条（名称使用制限）

会員は、理事会の承認なしに本会の名称を用い、書籍の発行、物品の販売、工事の受注・請負等の営利活動を行ってはならない。

## 第8章 会計

### 第36条（財産の構成）

本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- （1）会費
- （2）寄付金品
- （3）その他の収入

### 第37条（財産の管理）

本会の財産は、会長が管理し、会計事務は事務局が務める。

### 第38条（経費の支弁）

本会の経費は、財産をもって支弁する。

### 第39条（会費の徴収）

会費は、毎年4月に徴収し、年度の途中で入会した会員からは入会時に徴収する。

### 第40条（会計監査）

本会の会計は、毎年度会計監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

### 第41条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第9章 雑則

### 第42条（会則の変更）

会則は、総会の決議により変更することができる。

### 第43条（解散）

本会は、総会の決議を経て解散する。

### 第44条（残余財産の処分）

本会の解散のときに有する残余財産については、総会の決議を経て処分する。

## 附 則

- 1、この会則は、本会設立の日から施行する。
- 2、本会設立初年度の事業年度ならびに会計年度は、第4条、第41条の規定に拘らず、設立の日から平成21年3月31日までとする。
- 3、設立年度の会費は設立総会開催月に徴収する。
- 4、本会設立準備のために支出された経費は、理事会の決議を経て本会の設立関係費とすることができる。
- 5、この会則は、平成27年6月7日から施行する。



## 入 会 届 (個人用)

八王子市マンション管理組合連絡会  
会長 殿

私は、貴会に入会したいのでご承認下さい。

平成 年 月 日

住所

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 組合員

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

**下記をご記入のうえご提出下さい。（\*印は該当するところに○印を付けて下さい。）**

マンション管理組合名	
所在地	
総住戸数	戸
階数	階建
建物構造*	RC造 ・ SRC造 ・ S造 ・ その他
マンション形態*	単棟 ・ 団地 ・ 複合用途
管理形態*	自主管理 ・ 一部委託 ・ 全部委託
フリガナ 届出人名	
届出人連絡先	住所 〒  電話 FAX 携帯電話 Email
管理事務所の有無*	有 ・ 無
管理事務所連絡先	電話 FAX Email

## 総会出席通知票・委任状・議決権行使書

### 出席通知票（総会に出席する方）

私は、平成 年 月 日（ ） 開催の第 期定期総会に出席して議決権を行使いたします。  
平成 年 月 日

\_\_\_\_\_ 管理組合（理事長・組合員）

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

### 委任状（欠席し議決権を委任する方）

私は、会員の \_\_\_\_\_ 氏を代理人と定め、平成 年 月 日（ ）開催の第 期定期総会において議決権を行使することを委任いたします。なお、代理人名の記入がない場合は議長を代理人といたします。

平成 年 月 日

\_\_\_\_\_ 管理組合（理事長・組合員）

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

### 議決権行使書（欠席し書面で議決権を行使する方）

私は、都合により平成 年 月 日（ ）開催の第 期定期総会に出席できませんので、本書をもって下記のとおり議決権を行使いたします。

平成 年 月 日

\_\_\_\_\_ 管理組合（理事長・組合員）

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

第 1 号議案	(賛成・反対・棄権)
第 2 号議案	(賛成・反対・棄権)
第 3 号議案	(賛成・反対・棄権)
第 4 号議案	(賛成・反対・棄権)
第 5 号議案	(賛成・反対・棄権)
第 6 号議案	(賛成・反対・棄権)
第 7 号議案	(賛成・反対・棄権)
第 8 号議案	(賛成・反対・棄権)

## 理事会出席通知票・委任状・議決権行使書

### 出席通知票（理事会に出席する方）

私は、平成 年 月 日（ ）開催の平成 年度第 回理事会に出席して議決権を行使いたします。

平成 年 月 日

役職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

### 委任状（欠席し議決権を委任する方）

私は、理事の \_\_\_\_\_ 氏を代理人と定め、平成 年 月 日（ ）開催の平成 年度第 回理事会において議決権を行使することを委任いたします。なお、理事名の記入がない場合は議長を代理人といたします。

平成 年 月 日

役職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

### 議決権行使書（欠席し書面で議決権を行使する方）

私は、都合により平成 年 月 日（ ）開催の平成 年度第 回理事会に出席できませんので、本書をもって下記のとおり議決権を行使いたします。

平成 年 月 日

役職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

第 1 号議案	(賛成・反対・棄権)
第 2 号議案	(賛成・反対・棄権)
第 3 号議案	(賛成・反対・棄権)
第 4 号議案	(賛成・反対・棄権)
第 5 号議案	(賛成・反対・棄権)
第 6 号議案	(賛成・反対・棄権)
第 7 号議案	(賛成・反対・棄権)
第 8 号議案	(賛成・反対・棄権)